

第1章 人にやさしい健康と福祉のまちづくり

1) 保健・医療

【現況と課題】

わが国における平均寿命は、平成16年において、男78.64歳、女85.59歳と長寿社会である一方、食生活の変化やストレス等による生活習慣病や心の病といわれる精神疾患等が増加しています。本市でも、生活習慣を起因とする悪性新生物（ガン）、心疾患、脳血管疾患などの死亡者が高い割合を占めるとともに、生活習慣病予備軍や精神疾患も増加傾向にあります。

また、少子化、核家族化による地域連帯意識の希薄化等により、子育て親子の孤立と育児力の低下を招き、育児負担感や育児不安を訴える親が増えてきています。そのような状況の中、子どもの発達の違いや虐待等に関する適切な対応が強く求められています。

市民が生涯を通じて健康で生きがいのある生活が送れるよう、母子保健計画及び健康日本21地方計画に基づいた子育て支援と健康づくりを進めていくことが重要です。

また、乳幼児から高齢者までライフステージの各段階（人生の各世代）に応じた市民主体の健康づくりの推進、指導相談体制や適切な地域保健医療サービスの提供体制の確立が必要です。

そして、疾病構造の変化や医療需要の増大に対応し、市民だれもが身近なところで適切な医療サービスを受けられるよう、市内外の医療機関との相互連携を図り、休日・夜間医療体制や救急医療の充実を図ることが必要です。

■医療施設の状況

病院施設数	病床数	有床診療所施設数	病床数	無床診療所数	歯科診療所数	薬局数
3	222	12	182	33	29	21

平成18年3月1日現在 資料：岡山県倉敷保健所

■健康診査の実施状況

区分	基本健康診査		胃がん検診		大腸がん検診		子宮がん検診		乳がん検診		肺がん検診	
	受診者(人)	受診率(%)	受診者(人)	受診率(%)	受診者(人)	受診率(%)	受診者(人)	受診率(%)	受診者(人)	受診率(%)	受診者(人)	受診率(%)
平成13年度	5,486	28.1	4,655	24.5	4,335	21.9	2,472	16.6	2,086	14.0	8,614	42.8
平成14年度	5,707	28.8	4,758	24.1	4,438	22.0	2,348	15.6	2,115	13.9	8,581	42.7
平成15年度	5,726	27.9	4,754	23.0	4,480	21.4	2,387	15.7	2,225	14.4	11,328	53.6
平成16年度	5,478	26.5	4,331	21.8	4,181	18.7	2,196	13.3	2,020	12.2	7,606	34.8
平成17年度	3,418	17.5	3,373	18.3	3,336	15.9	1,832	11.9	1,664	10.7	2,065	7.2

資料：保健福祉部健康づくり課

■乳幼児健康診査受診状況

区分	乳児健康診査		1歳6か月児健康診査		3歳児健康診査	
	受診者(人)	受診率(%)	受診者(人)	受診率(%)	受診者(人)	受診率(%)
平成13年度	545	80.4	520	79.8	507	75.7
平成14年度	510	81.1	518	81.4	501	80.5
平成15年度	538	72.0	546	71.8	506	77.7
平成16年度	550	82.7	536	82.5	532	79.8
平成17年度	512	83.7	547	86.6	549	80.9

資料：保健福祉部こども課

【基本方針】

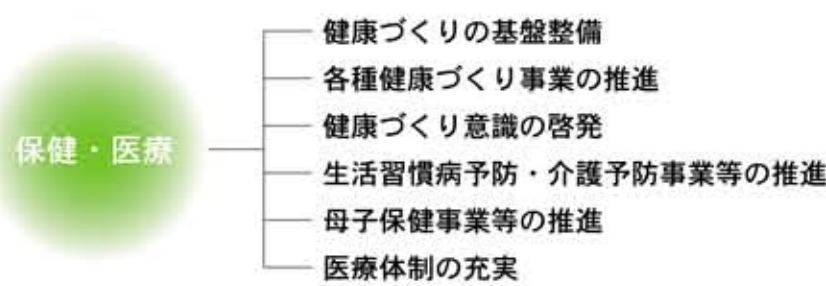
健康寿命の延伸を図るため、生活習慣を改善し、健康増進、疾病予防に重点を置いた健康づくり事業を展開するとともに、健康日本21地方計画に基づいた総合的な健康づくりを進めます。また、国の動向を見極めながら各保険者と連携して検診体制の整備に努め、疾病の早期発見、早期治療による治療期間の短縮、ひいては医療費の削減を図ります。

生活習慣病予備軍への個別対応等に重点を置いた健康増進対策を進めることで社会全体への健康意識の啓発を図り、市民が健康づくりに取り組むための環境整備や保健・医療・福祉等の協力体制の充実に努めます。

また、母子保健事業の中で、乳幼児健康診査の受診率90%以上を目標に、子育て支援の視点に立ったきめ細かい健康診査を実施し、子どもの発育・発達の問題や児童虐待等の早期発見、早期対応とフォロー体制の充実に努めます。

きめ細かい医療サービスが身近に受けられる体制を整備するため、市内外の医療機関との広域的連携を強化して、高次の救急医療体制の一層の充実に努めます。

【施策の体系】



【主要施策】

(1)健康づくりの基盤整備

①地域に密着した保健活動を行うため、医師会をはじめ愛育委員、栄養委員等と連携し、保健活動体制の充実とその活動支援を図り、市民主体の健康づくり活動の推進と総合的な健康づくり拠点施設の基盤整備に努めます。

(2)各種健康づくり事業の推進

- ①健康日本21地方計画に基づき、市民が主体的に取り組む健康づくりを進めます。
- ②生活習慣病予防のための健康相談・栄養相談、栄養改善教室や運動教室等を通じ、市民一人ひとりの特性に応じた栄養指導・運動指導の充実に努め、生活習慣改善事業の推進を図ります。
- ③エイズ、結核、肝炎やインフルエンザなどの感染症やO-157などの食中毒予防の周知と予防事業の推進に努めます。
- ④地域の心の健康づくりを進めるため、講演会等で心の健康問題の理解を深めるとともに、専門家との連携を図り、気軽に相談できる体制づくりやひきこもり等を含めた心の健康問題を持つ人が、安心して交流できる場づくりを進めます。
- ⑤献血事業の啓発を推進し、市民の積極的な協力を促します。

(3)健康づくり意識の啓発

- ①保健福祉大会や各種健康づくり教室等の開催、さらには広報活動の一層の充実によって、市民一人ひとりの健康づくり意識の啓発に努めます。
- ②健康づくりの実践へ向けての運動教室を民間との協働事業として開催します。
- ③栄養・運動・休養に関する知識や技術の向上を図るために、栄養教室等を開催し、健康づくりリーダーの育成に努めます。
- ④喫煙や受動喫煙による健康被害について、正しい情報の提供と啓発を行うとともに、医療機関と連携して禁煙治療を推進します。

(6)医療体制の充実

- ①医療機関等の協力を得ながら保健・医療・福祉の連携を強化し、かかりつけ医制度の確立や訪問診療、訪問歯科診療、訪問看護体制など在宅医療体制の充実等に努めます。また、病診連携活動を充実し、医療施設間の連携の確立に努めます。
- ②市内外の医療機関との広域的連携を図り、高次の救急医療体制の充実に努めるとともに、救急医療拠点施設等の整備や祝日・休日の歯科診療の体制整備に努めます。
- ③小児医療費の給付制度については、段階的な適用年齢の引き上げに努めます。

【協働に向け期待される役割】

市 民	健康づくりへの自覚と実践、かかりつけ医の積極的利用など
N P O 等	健康づくり活動の支援、医療技術の開発支援など
企 業 等	健康管理や健康教育の実施、医療技術の開発、研修の受講など
行 政	各種保健事業の実施、救急搬送体制の充実など

